

ふくし TIMES



ともしび運動

vol. 723

<http://www.knsyk.jp>

2012. 2

福祉タイムズ



〈写真・菊地信夫〉

どんなことでも一緒に話そう

小学生から高校生の子ども6人が生活する(福)城山学園の「ぐるーぷほーむ^{しるろ}指路」では、職員が子どもたちと生活を共にし、その思いを受け止めながら、社会に出ていくために必要な生活習慣や、人との関係の取り方などを伝えている。大学卒業から二年、貝森未来さんは「自分ができることはまだまだ少ない。だからこそ、子どもたちにとって、どんなささいなことでも話せる相手でいたい」と語る。「ここに流れる空気が温かくあったら。」そう願う貝森さんの手料理が、今日も子どもたちの帰りを待っている。

contents

- 02 特集
介護支援専門員のさらなる資質向上のために
- 04 NEWS & TOPICS
・迅速かつ適切な高齢者虐待対応に向けて
・ひきこもりの若者が社会的課題と向き合う
- 06 私のおすすめ
体も心もぽっかぽか！親子で体を使った室内遊び
- 07 福祉最前線
神奈川県医療福祉施設協同組合
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年～第11回～
- 10 県社協のひろば
第35回県福祉作文コンクール表彰式開催報告
- 12 かながわ^{For}情報
(福)三浦市社会福祉協議会

介護支援専門員の

さらなる資質向上のために

—(N)神奈川県介護支援専門員協会による検討報告から

介護保険制度施行から十年余りが経過する中、制度運用の要ともなる介護支援専門員(ケアマネジャー)。以下、「ケアマネ」の役割は高まるばかりです。現在、県内のケアマネの育成については、県の指定を受けた研修実施機関が本会を含め十カ所ありますが、(N)神奈川県介護支援専門員協会(以下、「県協会」)ではケアマネの生涯学習体系構築のため「生涯学習体系・推進委員会」を設置し、各研修について検討しています。今回はその中の「専門研修部会」の検討報告から、ケアマネの役割や現任者研修のあり方について考えたいと思います。

ケアマネに必要な資質とは

現在のケアマネ現任者を対象とした研修体系は、平成十八年の介護保険法改正時に資質向上を目的として、表1のように定められました。

特に資格証である「介護支援専門員証」に五年の有効期限を設け、資格更新には期限内に「専門研修課程IおよびII」(以下「専門研修」)の受講が義務づけられています。カリキュラムは「介護保険制度論」「対人個別援助技術」「介護支援専門員の倫理」「保健医療福祉の基礎理解」「事例研究・演習」など多岐にわたります。では「ケアマネに必要とされる資質」とは何でしょうか。介護保険法第七条のケアマネの定義は「要介護者等からの相談に応じ、及びその心身の状況に応じ適切なサービスを提供することができるよう市町村や事業者等との

連絡調整等を行う者」で、「要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する」と定められています。ケアマネに必要な資質とは、サー

ビス計画書(ケアプラン)の作成だけでなく、相談・調整・権利擁護等、介護保険制度を含む幅広い専門知識と技術を駆使し要介護者等の自立を支援する、まさに「ケア」を「マネジメント」することと言えます。

ケアマネの直面する課題

現行の研修体系施行後、約五年が経過する中、「さらなる資質向上のために何が必要か」という視点から、本会と県協会の専門研修部会(以下、「部会」と共同で、専門研修のあり方を検討することになりました。その際、ケアマネの専門性に関する習熟度や直面する課題の把握が必要で

表1 介護支援専門員現任者(実務従事者)向け研修一覧

| 研修名 | 対象者 | 目的 |
|-------------|--------------------------|---|
| 実務従事者基礎研修 | 就業後1年未満 | 必要な技術・技能を研さんし実務能力の向上を図る |
| 専門研修課程(I)* | 就業後6カ月以上 | 一定の実務経験をもとに、必要に応じた技術・技能の修得を図り専門性と資質向上を図る |
| 専門研修課程(II)* | 就業後3年以上 | |
| 主任介護支援専門員研修 | 5年以上の経験を有し専門I・IIを修了した者ほか | 他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な知識および技術を修得する |

*1 専門研修I・IIは、専門員証の有効期限満了日が1年未満の実務従事者であれば記載の経験期間がなくても受講可(資格更新には両研修の受講が必須。2回目からの更新はIIのみで可)
*2 資格更新に際しては、これら以外に実務未経験者向けの研修もあり

した。

県協会では、平成二十二年三月に県内のケアマネと利用者を対象にアンケートを実施し、居宅介護支援におけるケアマネと利用者双方が考えるケアマネジメントの質と現状とのギャップを把握・分析した「介護保険におけるケアマネジメントの推進に関する調査研究事業報告書」としてまとめたいため、それを検討の基礎資料とすることになりました。

特に参考にした点は、図Aのようにケアマネと利用者のおのりが認識する現状が、さまざまな場面で「行き詰まっているサイクル」を形成し

ている状態から、図Bのケアマネジメントの「質が向上するサイクル」へ転換するために挙げられた、①実効性のある専門教育、②普及啓発による「(利用者)ケアマネジメントに参加する力」の向上、③ケアマネジメントの質の可視化と客観的評価の実施、④報酬・業務内容の改善という四つの提言です。このうち部会では、①の「実効性のある専門教育」へ具体的な提言を目指すことになりました。

なお県内研修実施機関へのアンケート調査も併せて参考にしていきます。

課題から見えてきた着目点

検討の結果、研修実施機関と受講者双方で研修の体系・目的・目標の理解・共有が重要と導かれました。

県協会は表1の研修に関し、科目別の目的・到達目標を「介護支援専門員資質向上事業の研修別達成目標」として並行し作成しましたが、「実効性のある専門教育」の確立には個々の研修の目標だけでなく、各研修相互の連動性や継続性への着目が大切との観点から、生涯学習全体の中の「体系的な位置づけ」を意識した研修の組み立てが必要となりました。

また専門研修は対象者の経験年数に幅があるため、受講者が研修の目的・目標を理解し、自らの習熟度や研修で獲得すべき達成度を経験年数

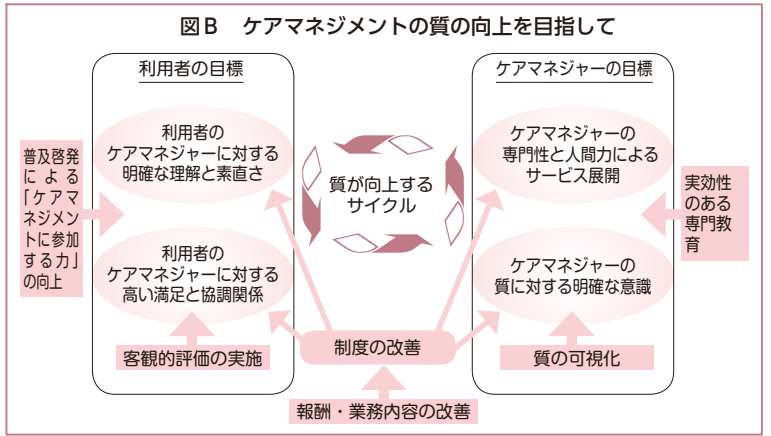
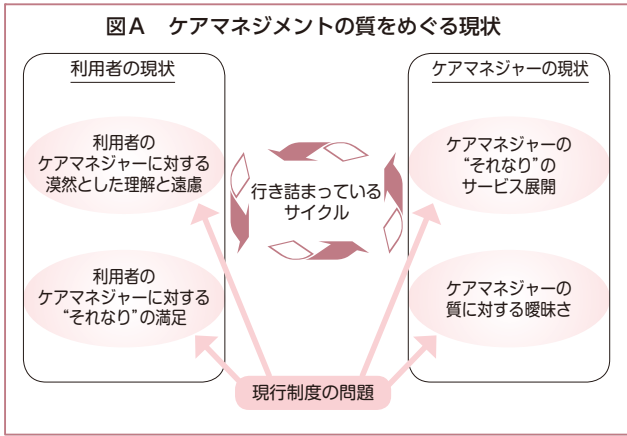


表2 セルフチェックシート(一部抜粋)

| 自己評価項目 (専門職としての知識や技術) | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 利用者本位のケアマネジメントの実現にむけて | サービス利用の選択と決定を支援している |
| | いつでも信頼できる相談と対応を行っている |
| | 利用者や家族とニーズを共有している |
| 介護保険制度の熟知と運営基準順守 | 利用者や家族が介護保険制度のことを理解できるように説明できている |
| | 実践の過程で運営基準を順守している |
| 利用者に効果的なケアマネジメント展開をしているか | 必要に応じてアセスメント内容(利用者や介護者の生活状況)を変更している |
| | 目標達成をモニタリングで確認できている |

※1 このほか「ケアチームの一員としてケアマネジメント参画しているか」「地域ケアシステムの構築に向けて」等の9分類、それぞれに2~7の項目あり
 ※2 各項目で「Ⅰ=実践出来ている」「Ⅱ=実践できているが専門的学習が不足している」「Ⅲ=実践できており、経験と専門性をもってスーパーバイズできる」の3段階評価を行う

専門研修への具体的提案として

報告では、専門研修Ⅰは研修体系上、実務従事者基礎研修の次に位置

みが必要との提案から、表2の「セルフチェックシート」を作成しました。これは現状で取り組むべき点とその到達点を項目ごとに自己評価し、利用者の個別性を重視したケアマネジメントへの意識を促すものです。なお、このシートは本年度、本会および横浜市・川崎市社協が合同で開催した専門研修Ⅱにおいて受講者に記入していただきましたが、将来的には資質向上研修全体で使用できるように、改良していく予定です。

(N) 神奈川県介護支援専門員協会
 専門研修部会長 山本 玲子
 (歩歩居宅介護支援事業所 管理者)



「当事者が考える資質向上研修」

ケアマネの資質向上のための研修機会は介護保険制度施行直後と比較すると、専門研修等法定研修だけではなく、行政や地域包括支援センターによる公的機関研修や地域連絡会主催研修、法人や事業所の独自企画など格段に質量感を増しています。

ところが受講者であるケアマネとしてのわが身を振り返れば、専門職として学ぶべき内容の広さ深さにその都度襟を正す思いになると同時に、ともすれば受講することで精一杯！研修から日常に戻ると目の前の業務に忙殺され、その成果を仕事に着実に反映させるに至らない…という反省も。

この部会は、受講当事者であるケアマネ自身が自らの現況を踏まえた上で、効果的な専門研修の進め方を討議・検討するという場を与えられた貴重な経験でした。地域に貢献し、市民の暮らしを支援する役割を担うケアマネのために実効性ある研修とは何なのか、引き続き自分たち自身で考え続けることが大切なことだと思います。

する研修のため、「ケアマネが身につけるべき基礎的知識の仕上げ」と位置づけ、「チームアプローチ」「サービスの連携活用」「地域でのソーシャルアクション」等の理解を通じ、各種サービスや他の社会資源(ボランティア等)を単体の利用にせず、連携活用により主眼を置き、利用者の自立支援を共に行う意義を学ぶことの重要性を挙げています。さらにサービスや社会資源は既存のものを活用するだけでなく、ケアマネ自らが提言し創出するという視点を研修で伝えることも重要としています。

また、専門研修Ⅱでは受講者の経験差が大きいことから、「対人援助者としての自己確認をする反復研修」と位置づけて、利用者・家族へ

の理解やチームケアの重要性等の再確認を受講者本人の経験・実績に応じて体験できるように、演習場面のグループ討議の活用を提案しています。

さらに居宅介護サービス事業所のケアマネと福祉施設内で勤務するケアマネでは、実務場面での差異から現在も別カリキュラムで研修が実施されていますが、双方のケアマネの実情をより考慮した、効果的なカリキュラムのあり方を継続的に検討することが必要としています。

本会ではこれらの提案を受け、ケアマネの皆さんが自らの役割を再認識し資質向上が図られるよう、他機関とも連携の上、より良い研修の構築に取り組みしていきたいと思っております。(福祉人材研修・介護支援専門員支援担当)

**迅速かつ適切な高齢者虐待
対応に向けて**—横浜弁護士会
「自治体高齢者虐待防止対応アン
ケート」結果から

平成十八年に、いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待のおそれがある場合、市町村に通報することが義務づけられました。厚労省の平成二十二年度調査によると、高齢者虐待の相談件数は増加しており、本県についても同様の傾向がみられます。

虐待発生の背景には、介護疲れやストレス、高齢の方の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下等のほか、介護に対する周囲の無関心や、希薄な近隣関係など、孤立しやすい社会の現状も要因として考えられています。

さまざまな要因が複雑に絡み合っていることや、生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い段階で第三者が介入するなど、虐待の悪循環を止めることが大切
です。

▼支援ネットワーク構築の課題

前述の厚労省調査では、市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、「対応

窓口の住民への周知」が八二・八%の市町村で実施済みである一方、「独自マニュアル等の作成」「支援ネットワークの構築」等の実施率が低いことが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、横浜弁護士会の「高齢者・障害者の権利に関する委員会（委員長・内嶋順一弁護士）」は平成二十二年六月、政令市を除く市町村を対象に調査を実施しました。（回答数二十六、回答率八六・七%）

▼弁護士からみた虐待対応の課題
調査の結果、市町村の担当職員数について「不足」「やや不足」との回答が過半数を超えること（七カ所、六五・四%）、外部機関・団体と連携して高齢者虐待対応を行った経験のない市町村があ

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について取り組みが少ない項目 (平成22年度厚労省調査結果から本会作成)

- ▶ 行政機関・法律関係者・医療機関等からなる「関係機関介入支援ネットワーク」構築
- ▶ 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築
- ▶ 警察署長への援助要請等に関する警察署担当者との協議
- ▶ 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
- ▶ 老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整



ること（三カ所）、ケース会議に専門家等の参加を求めるための経費が予算化されていない市町村が大半を占めること（二十一カ所、八〇・八%）などが分かりました。

市町村行政の抱える虐待対応の困難さとして、介入の判断の見極めやケース会議運営の課題が浮き彫りとなり、同委員会は「実質的な支援体制や、必要な専門家の助言が得られないことで、適切な虐待対応が図られにくくなっているのではないか」「対応経験の少ない管理職や担当職員も迅速に対応できるよう、自治体としての研修体制が必要ではないか」と分析しています。

また、虐待を受ける高齢者の保護として、虐待者からの分離を図るための入所先（特別養護老人ホーム等）の確保について、ほとんどの自治体で、相談を受けた都度、空室等の確認をしている状況がうかがえました。調査の回答では「介

護を必要としない（自立度の高い）高齢者が虐待を受けた場合、一時保護先を確保することが難しい」といった声も上がっています。

同委員会では、「分離が必要な場面でも、保護するための入所先等が確保できないために、やむを得ず事態の推移を見守るしかないというジレンマに陥っているのではないか」と指摘し、各市町村の支援ネットワーク構築の状況について、検証の必要があると警鐘を鳴らしています。

▼高齢者・介護者を支えるために
高齢の方や介護に携わる方が、地域の支え合いや制度を利用しながら、自分らしく生活していける地域づくりを目指して、支援ネットワークの見直しが急務です。

同委員会では、高齢の方・障害のある方の法律相談に対応するほか、本会「かながわ権利擁護相談センター（愛称..あしすと）」でも同委員会の協力のもと、相談を受け付けています。

◆横浜弁護士会「みまもりダイヤル」

☎045-211-7720（申込受付）

◆かながわ権利擁護相談センター

☎045-312-4818

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2012年1月1日～1月30日

Movement of Welfare

● 処遇改善特別加算 創設へ

1月13日、厚労省が示した「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針(案)」で、新たに、福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を現在取得していない事業所を想定した特別加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)の創設が盛り込まれた。介護保険サービス事業所に比べ、障害福祉サービス事業所等の交付金申請率が低くとどまっていること等を踏まえ、加算要件を緩和し、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めることがねらい。

● 県指定NPO法人制度開始へ

本県では、本年2月より「NPO法人に対する寄附促進の仕組みに関する条例」が施行され、県指定NPO法人制度が始まる。これに先駆けて県は、1月13日より説明会を開催し、会議資料を公表した。NPO法人は県内に約3,000あるが、小規模の法人が多く、活動基盤の脆弱さなど課題が明らかになっていた。そこで県は、指定NPO法人に寄附した場合、寄附金の1割を個人住民税から控除する独自のしくみづくりを進めていた。

● 児童養護施設の子どもの自立支援に向けて 専属職員配置 (東京都)

東京都は1月20日、来年度予算で新たに、児童養護施設を退所した子どもの自立を支援する専任職員を配置する「自立支援強化事業」の開始を発表した。児童養護施設に専任職員を配置し、退所した子どもへの定期的な訪問や電話相談を行うほか、入所中の子どもの社会的自立に向けたケアも担う予定。昨年、都が行ったアンケートから、社会に出た直後の子どもの多くが孤独感・孤立感をもっていたり、正規雇用の割合が15～24歳の平均より低い等の状況が浮き彫りになっており、それを受けて、都は対応策を検討していた。

ひきこもりの若者が社会的課題と向き合う―ひきこもり等青少年自立支援シンポジウム開催

県立青少年センターでは「家外に出るのがつらい」など、孤立し、ひきこもりがちな子どもや若者のサポートのために、相談事業やNPOの支援等を行っています。去る一月二十五日、同センターは「ひきこもりの若者の新しい働き方を考える」をテーマに、横浜市内でシンポジウムを開催し、事例発表や学識者の研究報告、個別相談会を行いました。

事例発表では、ひきこもりの若者が支援を受けるだけでなく、仲間と共に地域の課題や社会的課題に向き合う取り組みとして、(N)月一の会のコミュニティカフェ運営や、(N)子どもと生活文化協会の小学校へのソーラーパネル設置等について報告がありました。「カフェを今後、高齢者や子ども連れの方の交流の場にしたいたい」「人と接することが苦手だったけれど、次第に打ち解けられた」など、地域課題と自らの活動のつながりを実感するとともに、教えたり伝えたりする経験が力になったと、

参加した若者は笑顔を見せました。ともすると、経済的自立ばかりが目立れば、青少年の自立について、「社会と向き合い、参加する機会を持つことも自立への重要な一歩」との投げかけに、参加者は熱心に耳を傾けていました。

◆ 県立青少年センター 青少年サポート課
☎ 045-263-4467 (事務室)
☎ 045-242-8201 (相談専用)
FAX 045-242-8190
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/site/f100332/>
※ 関連行事の開催予定を11面に掲載 (企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110

同 辻村 祥造 ☎045-311-5162

同 西迫 一郎 ☎046-221-1328

同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351

代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700☎ FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

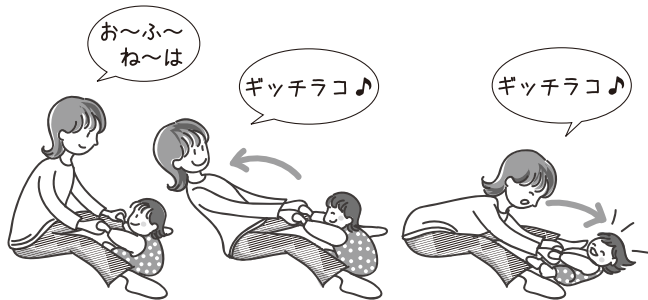
体も心もぽっかぽか！ 親子で体を使った室内遊び

2月は1年の中でも一番寒い月と言われ、部屋の暖房が欠かせない日々が続きます。しかし、今年の冬は節電が呼びかけられ、暖房機器の設定温度を下げることを心がけている家庭も多いでしょう。そこで今回、冬の節電対策としておすすめしたいのが親子で体を使った室内遊び。軽い運動になる上、スキップも楽しめるので、体も心も温まります。

❖ 声を掛け合って触れ合いながら楽しい！

親子で体を使った室内遊びは、子どもと声を掛け合いながら、肌と肌を触れ合いながら楽しむのが大切です。ままとんきっず著の「パパとママが赤ちゃんに遊んでもらう本」「パパとママがちっちゃな子どもに遊んでもらう本」は、赤ちゃんとどのように遊んだらいいのか分からないという声に対し、子育ての経験を通して得た遊び、声掛けやスキップを中心とした遊びを約300種類掲載しています。今回はその中から3つ紹介します。

◆ おふねはギッチラコ



1歳ぐらいから遊べます。赤ちゃんとお手をつないで座り、舟をこぐように「ギッチラコ♪ギッチラコ♪」と歌のリズムに合わせて、体を交互に倒したり起こしたりしましょう。親のシェイプアップにもなります。

◆ 山のぼり



1歳半ぐらいから遊べます。親が四つんばいになり、子どもがのぼりやすいように体の高さを調節しながらのぼせませます。「よいしょ! よいしょ!」「がんばれ!」

今月は ⇨ NPO法人

ままとんきっず がお伝えします!

1993年、子育て中のお母さんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっず」を発行。子育てに関するメール相談、親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊『子育てしながら輝いて生きる—0～6歳育児を楽しむママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43

TEL/FAX 044-945-8662

URL <http://www.mamaton.jpn.org/>

「もう少し!」などと声掛けしましょう。周りに布団などを敷いておくと安心です。

◆ 木のぼり



2歳ぐらいから遊べます。親の体を木に見立て、子どもと手をしっかりとつないでのぼせませましょう。うまくいかない場合は親が膝を少し曲げると、のぼりやすくなります。そして最後に一回転! 子どもの手がねじれないように注意しながら着地させます。

親子で体を動かして遊ぶと、室温が低めの部屋でも少し汗ばんでくるでしょう。子どもの様子を見ながら、遊び方を工夫してバリエーションを広げるのも楽しく、笑顔がますますあふれます。室内は片付けてケガをしないように気をつけましょう。

インフォメーション

■「パパとママが赤ちゃんに遊んでもらう本」(左)、「パパとママがちっちゃな子どもに遊んでもらう本」(右) / ままとんきっず著(メイツ出版)





PROFILE

神奈川県医療福祉施設協同組合
理事長 **田中 達三**

県内の福祉医療病院（診療所）の福祉医療活動の促進と経営の安定を図るための活動を行っています。

〈連絡先〉横浜市神奈川区沢渡 4-2

☎045-311-8739（事務局） FAX 045-316-5860

E-mail info@iryoukyou.or.jp

URL http://www.iryoukyou.or.jp/



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

医療協創立50年の歩みと今後に向けて

神奈川県医療福祉施設協同組合（略称：医療協）は、社会福祉法に定める「生計困難者のために無料又は低額の料金を診療を行う事業」（無料低額診療事業）を実施する法人と、生活保護法に定める医療保護施設を設置する法人および日本赤十字社神奈川県支部など18法人が、共通の目的である福祉医療を協同の力で推進するため昭和36年に設立し、今年度創立50周年を迎えました。

▶ 無料低額診療事業とは…

生活保護法による保護を受けている方および生計困難な方が経済的・社会的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものです。医療の提供に併せて福祉専門職員である「医療ソーシャルワーカー」が支援を必要とする方々の医療上・生活上の相談に応じたり、地域の福祉資源を活用するなど包括的支援を行っています。

また、福祉と医療との緊密な連携として福祉医療病院の機能を活用した種々の社会福祉施設を設置し、医療と密着した施設運営にあたるほか、在宅医療者への医療と福祉の支援を図るため在宅福祉事業もそれぞれの地域で

展開しております。現在、医療協を組織している法人等が経営している福祉医療施設は24病院・2診療所です。

▶ 無料低額診療事業を行う施設がおかれている 厳しい状況と今後に向けて

今日の福祉医療の環境は医療従事者の偏在と不足、診療報酬の抑制など厳しい状況にあります。一方、高齢化の進行、混迷している社会情勢の中での新たな生活困窮者の増加など、高齢者福祉や福祉医療、そして社会福祉事業全体で援護を要する人々が増えています。このような福祉の現場に対応した国等の施策がきめ細かく推進されなければなりません。

医療協は今まで以上に団結を図り、「公」の理念に徹し、福祉医療施設が果たすべき役割について検証を重ね、福祉医療の在り方を絶えず追求し、医療分野での最後のセーフティーネットである無料低額診療事業を維持・発展させることに努めてまいります。これからも諸般の社会福祉事業と協同して地元自治体や地域住民に評価されるよう尽くしてまいります。

しせつの損害補償

プラン①。施設業務のための補償②

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設（法人）が法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含みます）の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

- 補償内容**
- 第三者への損害賠償
 - 弁護士費用等の訴訟費用
 - ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

◆補償金額

| | Aタイプ |
|---|---------------------|
| 第三者への損害賠償に関する補償* ○ 損害賠償金 ○ 訴訟費用 | 期間中々補限度額 3,000万円 |
| ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償* ○ クレーム対応費用 ○ 見舞品購入費用等 | 期間中 100万円 |
| 免責金額（自己負担額） | 0円 |

◆年額保険料（掛金）

保険期間1年

| 法人で運営している施設定員数 | Aタイプ |
|----------------|---------|
| ～50名 | 27,000円 |
| 51名～100名 | 34,000円 |
| 101名～150名 | 41,000円 |
| 151名～200名 | 48,000円 |
| 以降1名～50名増ごとに | 4,000円 |

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院および適合高齢者専用賃貸住宅は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など施設業務（サービス）以外の事業の利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

取扱代理店 株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（個人情報取扱事業者賠償責任保険）です。（引受幹事保険会社）株式会社 損害保険ジャパン

*第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小してん補割合 90%でお支払いたします。 (SJ10-11485, 2011/2/9)

福祉社会をひらく 県社協60年

【第十一回】社会福祉の質の向上を目指して

—社会福祉施設との協働による取り組み—

社会福祉協議会は、その成り立ちにおいても、現在の社会福祉法による規定においても、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者が会員として参加して組織されるものと位置づけられています。本号では、これまでの社会福祉施設関係者による部会・協議会活動などを振り返り、今後の本会における社会福祉施設の活動の方向性を探ります。

福祉施設は社協組織の基本的構成員

都道府県社協は、社会福祉法で、都道府県の区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業従事者の養成研修、社会福祉事業経営に関する指導および助言などを行うことが位置づけられています。

本会も昭和二十六年の設立当初から、民生委員部会・地域部会とともに、施設部会が設置され、社会福祉施設関係者が会員となつて

◆設立当初 (S26)

- 施設部会
 - 第一分科会 (児童福祉事業)
 - 第二分科会 (経済保護事業)
 - 第三分科会 (医療保護事業)
 - 第四分科会 (生活保護事業)
 - 第五分科会 (保育所)
 - 第六分科会 (団体)

◆現在 (H23)

- 施設部会
 - 児童福祉施設協議会
 - 母子生活支援施設協議会
 - 保育協議会
 - 老人福祉施設協議会
 - 障害福祉施設協議会
 - 社会就労センター協議会
 - 福祉医療施設協議会
 - 更生福祉施設協議会
 - 地域生活施設協議会
 - 介護老人保健施設協議会

課題に応じた研究協議や研修

きました。施設部会は、児童福祉事業・経済保護事業・医療保護事業・生活保護事業・保育所・団体の六つの分科会に分かれて、活動を開始しました。団体分科会は、昭和二十八年度には施設部会から独立し「団体部会」となり、現在は「経営者部会」と改称しています。施設部会の分科会は、その後、協議会と名称を変え、現在では十の種別ごとの協議会に分かれて活動を行っています。それぞれの種別の施設関係者が集い、協議し、さまざまな調整を行ったり、自主的な研修を企画し、実施してきました。

施設部会や各協議会(分科会)で取り組まれてきた研究や研修テーマなどを追ってみると、福祉施設を取り巻く状況が見えてきます。処遇改善や人材確保に係るテーマは、団体部会での「民間社会福祉事業施設従事者の退職



昭和34年に藤沢市で行われた「児童福祉ソフトボール大会」の熱戦の様子。市内の児童福祉施設や家庭で生活する子ども、同施設や社協職員、地域住民ら計200名を超える参加がありました(出典)福祉タイムズ87号・昭和34年7月

金制度確立に関する研究」施設部会での「定期昇給研究委員会」、老人福祉分科会「寮母および調理員の勤務時間に関する調査」など、古くから取り組まれ、その後も時代ごとに見直されてきた課題でした。

また、社会福祉事業や社会福祉法人のあり方についても、大きな研究課題の一つでした。昭和四十九年には、団体部会に「社会福祉施設と地域福祉のあり方研究委員会」を設置し、施設と地域との橋渡し役としてボランティアが期待されること、地域住民に対して、集会所・講堂・運動場などの施設設備を提供することや、福祉専門職としての職員の専門知識を地域住民に提供することなどが期待されるという研究報告をしています。

協議会(分科会)の研修テーマからは、福祉サービス利用者の抱える課題の多様性も見てとれます。母子寮分科会(現在の母子生活支援施設協議会)では、平成九年度に「外国

経営者部会・施設部会等における研究や研修テーマの変遷（平成元年以降、特徴的なものを抜粋）

| 年度 | 主な内容・研修テーマ |
|-----|--|
| H元 | ・処遇困難ケースに関する実態把握と資料化(児童福祉施設・心身障害者福祉施設) |
| H2 | ・福祉人材バンク検討会 |
| H3 | ・どうなる宮沢政治と国際情勢 |
| H4 | ・福祉施設の運営・経営の近代化・効率化・安定化 |
| H5 | ・社会福祉施設におけるモデル就業規則 |
| H6 | ・社会福祉施設給与制度検討委員会 ・福祉施設人事考課マニュアルの作成 |
| H7 | ・施設整備の公的補助等検討委員会 ・公的介護保険制度をめぐる状況について |
| H8 | ・福祉施設新時代～措置の時代から介護保険の時代の経営へ ・病原性大腸菌「O-157」等の予防について |
| H9 | ・厚生省「社会福祉事業のあり方に関する検討会」からの報告 ・社会福祉事業の構造改革と民間企業の福祉経営戦略 |
| H10 | ・県民振費の見直しに対する経営者部会・施設部会の意見について |
| H11 | ・心をつかむ～顧客満足の視点と評価のポイント |
| H12 | ・権利擁護とは何か |
| H13 | ・人事考課制度の構築・導入～定着に向けて |
| H14 | ・「施設における事故への対応」について調査・報告 |
| H15 | ・社会福祉法人が行う地域貢献に向けた実践事例調査 |
| H16 | ・今、社会福祉法人・施設がなすべき個人情報保護対応 |
| H17 | ・規制緩和における社会福祉法人のあり方 |
| H18 | ・障害者自立支援法に関わる県への要望情報交換会 ・法人運営の透明性と経営改善について |
| H19 | ・社会福祉の基盤整備にむけて～法人経営の合併・事業譲渡、法人間連携は進むのか |
| H20 | ・介護分野における人材不足に関わる意識調査研究 |
| H21 | ・新型インフルエンザ第2段階流行期と社会福祉施設の対策 |
| H22 | ・社会福祉施設における利用者への権利侵害をなくすために |

人女性の離婚について」をテーマに、支援活動をを行う弁護士を講師に迎え研修を実施しています。また保育協議会でも、職員を対象に、「発達障害」をテーマとした研修も行われてきました。福祉施設を利用する外国籍の方や発達障害のある方など、さまざまな生活課題を抱える方々への支援を高めてきました。

平成十五年には、老人福祉施設協議会で、本県の高齢者福祉施設の取り組みを広く発信し、人材の育成・確保・定着を図ることを目的に、施設における日々の実践成果や研究活動を発表する「高齢者福祉研究大会」を、発表五十三題、参加者約五百人で開始しました。その後、学生の発表、就職相談会の統合、最新のサービス・介護用品等の情報収集と大会運営費の確保を兼ねた協賛企業の募集等の工

夫も重ね、今年度、第十回記念大会を実施するに至りました。

福祉施設等経営指導事業

福祉施設の経営に関しては、昭和六十一年より経営者部会に「民間社会福祉施設運営相談室」を設置し、弁護士・税理士による指導援助体制を整備してきました。発足当初は、二名の経営指導員を置いて相談に応じたほか、施設経営法人および福祉施設の状態を把握し、今後の相談に役立てるため「福祉施設経営指導（相談）事業に関するアンケート調査」を実施するなどしました。

平成七年度には、ケアハウス開設に関する相談の増加に因應するため、その制度の概要・事業の進め方等をまとめた「施設経営ガイド

ブック「ケアハウス開設の手引き」を発行、平成八年度には対応の仕方や経営のヒントをまとめた事例集「時代の要請に応えた施設経営を目指して」を作成しました。

平成十年度からは、県社協が委嘱した社会福祉法人会計に精通した公認会計士による会計業務を中心とした「自主監査事業」を開始。平成十二年度には、「福祉サービス第三者評価事業」への取り組みを始めるなど、福祉サービスの質の向上を目指し、事業者自らの「自己評価」や「福祉サービス第三者評価」の取り組みを推進してきました。

地域福祉推進の担い手としても

誰もが生き生きと自分らしく暮らしていきたいと考えていますが、そうした暮らしを実現していくには、高齢・疾病・障害など、さまざまな理由により、困難が伴う場合があります。これまで福祉施設は、そうした困難のある方々に福祉サービスを直接提供することで支えてきました。

今後は、そうしたサービス提供に加え、地域住民による支え合い活動の支援や、地域住民からの相談対応など、経営者部会を中心に、福祉施設ができることを研究し始めています。今後も、部会・協議会活動において、福祉サービスの質の向上を目指すとともに、地域福祉推進の担い手としての取り組みに対して、積極的に支援していきます。

（社会福祉施設・団体担当）

自らの体験や感じたことを作文で伝える 「県福祉作文コンクール表彰式開催」

去る一月二十一日に、第三十五回神奈川県福祉作文コンクール（共催：県共同募金会、後援：県、県・市町村教育委員会、NHK横浜放送局、神奈川新聞社、テレビ神奈川、日揮社会福祉財団）の表彰式を開催しました。

この福祉作文コンクールは、子どもたちに「ともに生きる福祉社会」について考え、学校での生活や日々の暮らしの中で、「思いやり」や「助け合い」の心を育んでほしいと毎年開催しているもので、今回は県内の小・中学校併せて二百四十六校から九千八百八十五編の応募があり、地区審査から県一次審査、県最終審査会を経て、優秀賞十六編、準優秀賞二十編、佳作二十編、合計五十六編が選ばれました。



県知事賞「彼女の言葉」を手話で朗読する中川恵美さん（県立平塚ろう学校中学部）。小学生の部は「手をとりあってつくる社会」を内田有咲さん（横浜市立都筑小学校）が受賞し朗読



表彰の様子。写真は優秀賞（中学生の部）で、本会会長賞「福祉について」を受賞した奈良崎実明さん（葉山町立葉山中学校）

青木紀美子審査委員長（NHK横浜放送局放送部長）からは、「東日本大震災と福島原子力発電所の事故を受け、幸せや豊かさ、人と人の絆の意味が問われるいま、入選作品に限らず、寄せられた作品、つづられた言葉には一層、胸に迫るものがありました。これが子どもたち自身の成長の糧ともなることを祈ります」と講評をいただきました。

入選作品の一部を本会ホームページに掲載していることもあり、県外の小学校から「総合教育の教材として生徒に配付したい」、あるラジオ局からは「番組で朗読させてほしい」など、一般の方々も含め、うれしい反響が寄せられています。

ここでは本会会長賞（小学生の部）を受賞した新井佑里恵さんの作文を紹介いたします。

（こもしび運動推進担当）

優秀賞 神奈川県社会福祉協議会会長賞

みんな違って、みんないい

厚木市立上荻野小学校 六年 新井 佑里恵

私の兄は障がいがあります。たまに大きい声を出したりします。言葉はあまり上手に話せません。でも兄は相手が話している内容はきちんと理解しています。兄の性格はきちょう面で、家の中で物が落ちているとすぐに片づけたり、ドアが開いていたりすると必ず閉めています。最近はずごく家の手伝いをしていて、気が付くとおはしやお皿をきちんと並べています。私が高い所へ上ろうとすると手を引っぱって下ろそうとしたり、わざと反対方向に行くと「こつちだよ。」と手を引いてくれたり、小さいころから私を心配してくれました。お菓子を食べる時も必ず私の分も持つてきてくれる優しい兄です。

私は兄を通じていろいろな障がいのある人と出会う事ができました。多動な子やすぐにパニックを起こしてしまう子、車イスに乗っている子、お話が上手な子、全然しゃべられない子、本当にいろいろな子がいて一人ひとり違います。でもそういう子たちと接して感じてきた事は、私たちとあまり変わらないという事です。

テレビや本の情報だけでは、障がいのある子に対してみんな同じような印象を持ってしまっているのではないかと思います。一人ひとり違うのに、最初に見た子の印象で障がいのある子はみんなそういう子なんだと決めつけて欲しくありません。

私は小さい時から障がいのある子たちと接しているからかもしれないですが、大きい声を出したり、パニックを起こしたりしている子がいても、日常的に見ているからか特に何も感じません。ふだん外出先などで兄が大きい声を出してしまった時、じろじろ見られたり何か小さい声でひそひそ話をされると、すごくいやな気持ちになります。パニックを起こしている子を見ると「あっ、障がい者だ。」などと、障がいのある子に差別するような発言をする人がいます。私はそういう人に障がいの事を少しでも知ってもらい、その考え方やイメージを変えてもらいたいです。金子みすゞさんの詩で「みんな違って、みんないい」という一節がありました。

障がいをもつ個性としてお互いが認めあい、障がいのある子も障がいのない子も一つになれるような社会になればいいと思います。

第23回アディクション・セミナー in YOKOHAMAのご案内

- 「やめられる! やりなおせる!」をテーマに、依存症やアディクション(良くないと分かっているのにやめられない悪習慣)について、本人・家族、自助グループ等が語り合います。
- ◇日時=3月4日(日)午前10時~午後4時30分
 - ◇会場=男女共同参画センター横浜
 - ◇対象=依存に悩む方や家族、支援者、その他関心のある方
 - ◇参加費=1200円※事前申込不要
 - ◇問合せ先=アディクション・セミナー実行委員会事務局
☎045-641-0280
E-mail as_yokohama21@softbank.ne.jp

課題発信シンポジウム「自立の難しさを抱えた子どもたちの「いま」」のご案内

- ◇日時=3月9日(金)午後2時~午後5時(午後1時30分受付開始)
- ◇会場=県社会福祉会館4階 第1・2研修室
- ◇対象=子どもや青年の自立支援に関わる方、その他関心のある方
- ◇問合せ先=本会企画調整・情報提供担当
☎045-311-1423
FAX045-312-6302
E-mail kikaku@knsyk.jp
URL <http://www.knsyk.jp>

神奈川社会参加映像フォーラムのご案内

不登校やひきこもりの青少年と自己表現をテーマに、親と子のコミュ

ニケーションについての講演や、支援団体の活動紹介映像の上映・講話を行います。(関連記事5面)

- ◇日時=3月17日(土)午後1時30分~午後4時30分
- ◇会場=県立青少年センター別館2階 NPO活動室1
- ◇対象=関心のある方
- ◇定員=80名(先着順)
- ◇申込締切=3月10日(土)
- ◇問合せ先=(N)湘南市民メディアネットワーク
☎/FAX0466-62-2288
E-mail info@scmn.info

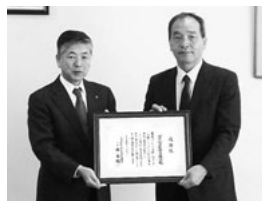
認知症介護フォーラム in 小田原「東海地震に備え地域で認知症の方をどう支えるか」のご案内

聖マリアンナ医科大学特別顧問の長谷川和夫氏による基調講演のほか、被災地で行われた支援活動の報告等から、「災害発生時、地域の中で何をすべきか」を考えます。

- ◇日時=3月17日(土)午前10時40分~午後4時(午前10時会場)
- ◇会場=小田原市生涯学習センター けやき



(社)神奈川県畜産振興会より、交通遺児援護基金へご寄附をいただき、小島専務理事(右)へ感謝状を贈呈



神奈川県教職員組合より、ともしび基金へご寄附をいただき、加藤執行委員長(右)へ感謝状を贈呈

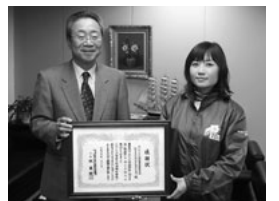
- ◇対象=関心のある方
- ◇定員=500名(先着順)
- ◇申込締切=3月7日(水)
- ◇申込方法=氏名・連絡先を明記の上、ファクスまたは電話
- ◇問合せ先=小田原市高齢介護課
☎0465-33-1825
FAX0465-33-1838

寄附金ありがとうございました

- 〈一般寄附金〉日本農産工業(株)
- 〈交通遺児援護基金〉神奈川県石油業協同組合
- 〈子ども福祉基金〉佐藤和成
- 〈ともしび基金〉県立上矢部高等学校、第二常盤湯、(財)積善会 曾我病院、日本農産工業(株)、(株)ガリバーインターナショナル16号横須賀中央店 (合計666,760円)
- 〈寄附物品〉湘南弦楽合奏団、あいおいニッセイ同和損害保険(株)MS&ADゆにぞんスマイルクラブ、東亜建設工業(株)、神奈川県定年問題研究会、ソニー・エルエスアイ・デザイン(株)、大妻同窓会神奈川 (いずれも順不同、敬称略)



日本農産工業(株)より、ともしび基金と一般寄附金へご寄附をいただき、感謝状を贈呈。写真左は総務人事部の友森様(右)と小田切様(中央)



あいおいニッセイ同和損害保険(株)MS&ADゆにぞんスマイルクラブより母子生活支援施設ヘラントセルをご寄附いただき、下崎常務執行役員(左)、三上様(右)へ感謝状を贈呈

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 田圃の事ならおまかせください ●

● 田圃の事ならおまかせください ●

お気軽にご相談ください!

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

住み慣れた「まち」で

生き生き！安心！これからも…

(福)三浦市社会福祉協議会

県の最南端に位置する三浦市は、三方を海に囲まれた風光明媚な観光地です。第一次産業を中心に、これまで遠洋マグロの基地としても発展してきました。現在の人口は約四万八千人、高齢化率は約二九%、県下でも少子高齢化が進んだ「まち」です。

目の前の困りごとを見逃さない

三浦市社協（以下、「市社協」）では、昭和五十一年の法人化を契機に事業型社協としての歩みを進め、介護保険事業や障害者自立支援法による事業を展開し、「目の前の困りごとを見逃さない」をモットーに活動を推進してきました。しかし、一連の事業を実践する中で、判断能力が低下した方々にとって、福祉サービスの市場競争や契約というしくみだけでは、本人の「自立した生活」にはつながらないと気づかされました。そこで必要となる支援が、日常生活自立支援事業や成年後見制度



神田織音さんの講演では、会場の皆さんが、講演の語りの中に引き込まれていました

に代表される、権利擁護事業です。市社協では地域福祉活動計画において、これらの事業の充実・普及を取り上げてきましたが、後見人等の担い手不足など、行き詰まりを感じる場面が多々ありました。そこで、市の成年後見の推進に向け、中心的な役割を担うべく、市社協では本年度から「法人後見事業」を開始するとともに、行政を巻き込み、成年後見に関わる機関・団体の連絡会を組織しました。また、この連絡会のネットワークがきっかけで、本年度、市民の皆さんに成年後見制度を身近に知ってもらう啓発事業の企画・実施にもつながっています。

市民に向けて発信！

「市民まつり」を活用した「無料相談会」では、弁護士や社会福祉士等、関係機関・団体の皆さんにご協力いただきました。また地域包括支援センター（市社協受託）と協働で、「講演で学ぶ成年後見制度」と題し、高齢者虐待や成年後見の講演と、弁護士との制度説明の場を設けています。両事業とも大盛況で、市民の皆さんの関心の高さを再確認する場となりました。市社協の取り組みは始まったばかりですが、担当理事制の導入など、機構改革や体制整備に着手し、一人ひとりの職員も経験の蓄積に努めています。今後も市民の皆さんの関心に応える事業を展開し、実践を積み重ねていくことが、今、市社協に課せられた大きな課題です。

そのためには、成年後見人等の確保や関係機関・団体の連絡会への予算措置等、行政との連携による事業展開が強く求められます。市社協では、今後も社協の公共性を生かした、権利擁護の取り組みを推進してまいります。

(三浦市社会福祉協議会)

「福祉タイムズ」への「意見・」感想をお待ちしています！
kikkaku@knsyk.jpまでお寄せください。

発行日 2012年平成24年2月15日 毎月1回15日発行 発行所 〒221-0844 横浜市中区神奈川区沢渡4番地の2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302
編集発行人 鈴木和夫

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所

防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

図上演習のすすめ②

(執筆) 神奈川温泉地学研究所 杉原英和次長

「図上演習」は、表のように2つに分けられます。上段の「イメージトレーニング型」は、災害のイメージを描けるようになることが目的で、一人で自習するもの、グループで討議しながら行うものがあります。いずれも災害をイメージすることによって被害の軽減や準備に結びつけることが期待されます。

下段の「対応型」は、実際の災害時と同様に時間制限を設ける中で、情報収集や意思決定のツボを習得することが目的の演習です。与えられた状況に対して災害時の役割を模擬的に経験することによって対応能力の強化が期待されます。(次号に続く)

| | |
|-----------------|--|
| イメージトレーニング型図上演習 | <非討議型>自習方式>ストーリーシミュレーション、目黒メソッド、家庭内DIG、防災ゲーム |
| | <非討議型>講師主導方式>状況予測型 |
| 対応型図上演習 | <討議型>防災グループワーク、ワークショップ、DIG、クロスロード、図上検討会 |
| | <単一領域>避難所運営ゲーム (HUG)、災害医療、広報演習 |
| | <複合領域>災害対策本部 (初動)対応、指揮所演習 |

【参考資料】「図上演習」図上演習研究会編：吉井博明他（内外出版）

消防用設備の 安心を保障します



(財)神奈川消防設備安全協会
☎ 045-201-1908